

株主各位

東京都中央区築地六丁目19番20号

株式会社ニチレイ

代表取締役
会 長 大 谷 邦 夫

第103期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第103期定時株主総会において、下記のとおり報告および決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報 告 事 項
1. 第103期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件
本件は、上記事業報告の内容および連結計算書類の内容ならびにその監査
結果を報告いたしました。
 2. 第103期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
計算書類報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。
- 決 議 事 項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
本件は、原案どおり承認可決され、第103期の期末配当金は、1株につき28円
(うち普通配当22円、記念配当6円)と決定いたしました。
- 第2号議案 定款一部変更の件(「株主総会の招集権者および議長」、「代表取締役」ならびに
「取締役会の招集権者および議長」)
本件は、原案どおり承認可決され、定款第15条(招集権者および議長)、
第23条(代表取締役)ならびに第24条(取締役会の招集権者および議長)の規定の
一部を変更することを決定いたしました。
なお、変更の内容は、「(別紙)定款一部変更の内容」とおりです。
- 第3号議案 定款一部変更の件(剰余金の配当)
本件は、原案どおり承認可決され、定款第43条について第2項を新設することを
決定いたしました。
なお、変更の内容は、「(別紙)定款一部変更の内容」とおりです。
- 第4号議案 取締役11名選任の件
本件は、原案どおり承認可決され、取締役に大谷邦夫、大櫛頭也、田口 巧、
川崎順司、梅澤一彦、竹永雅彦、田邊 弥、鶴澤 静、鰐淵美恵子、昌子久仁子、
鍋嶋麻奈の11名が選任され、それぞれ就任いたしました。
- 第5号議案 監査役1名選任の件
本件は、原案どおり承認可決され、監査役に加藤達志が選任され、就任いたしま
した。

本総会終了後開催の取締役会において、代表取締役会長に大谷邦夫、代表取締役社長に大櫛顕也が選定され、それぞれ就任いたしました。

この結果、2021年6月22日現在における取締役および監査役は次のとおりとなりました。

代表取締役会長	大谷邦夫	取締役(執行役員)	田邊 弥
代表取締役社長	大櫛 顕也	社外取締役	鵜澤 静
取締役(執行役員)	田口 巧	社外取締役	鰐 美恵子
取締役(執行役員)	川崎 順司	社外取締役	昌子 久仁子
取締役(執行役員)	梅澤 一彦	社外取締役	鍋 嶋 麻奈
取締役(執行役員)	竹 永 雅彦		

常勤監査役	安田 一彦	社外監査役	朝比奈 清明
常勤監査役	加藤 達志	社外監査役	清 田 宗明
社外監査役	齊藤 雄彦		

以 上

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第14条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>代表取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。<u>代表取締役会長に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により取締役中の1名が議長となる。</u></p> <p>第16条～第19条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第14条 (変更無し)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>あらかじめ取締役会が定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。<u>当該取締役に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により他の取締役にこれに当たる。</u></p> <p>第16条～第19条 (変更無し)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条～第22条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会の決議をもって、取締役中より会社を代表する取締役として<u>代表取締役会長および代表取締役社長</u>を選定する。</p> <p>② <u>代表取締役は取締役会の決議に基づき、相互に協力して、会社業務を統轄執行する。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>第25条～第29条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条～第22条 (変更無し)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会の決議をもって、取締役中より会社を代表する取締役として<u>代表取締役</u>を選定する。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会が定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。<u>当該取締役に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により他の取締役にこれに当たる。</u></p> <p>第25条～第29条 (変更無し)</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第42条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第43条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し剰余金の配当を行う。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第44条～第45条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第42条 (変更無し)</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第43条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し剰余金の配当を行う。</p> <p>② <u>前項にかかわらず、災害や疫病の流行等の不測の事態が発生し、株主総会の開催が困難と取締役会が判断した場合には、剰余金の配当等、会社法第459条第1項第2号ないし第4号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>第44条～第45条 (変更無し)</p>